

(2) 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針及び取扱基準

①史跡の現状変更について

指定地内において「その現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合」は、文化財保護法（以下「法」という）第125条に基づき、あらかじめ文化庁長官の許可（国の機関である場合は法第168条の同意）が必要となる。また、法第184条第1項第2号の規定により、法第125条の行為のうち都道府県・市の教育委員会に許可及びその取消し並びに停止命令の権限が委譲されており、その範囲は文化財保護法施行令第5条第4項第1号に示されている。なお、同項には「ただし書き」があり、許可が必要ない行為が規定されている。

現状変更行為の取扱を円滑に行うため、取扱方針及び地区別と各古墳の取扱基準を以下のとおり定める。

②取扱方針

- ・原則として指定地内においては、史跡の保存・活用・調査研究を目的とするもの以外は現状変更を認めない。
- ・史跡の現状を変更する行為は、史跡の価値を損ねることなく実施しなければならない。
- ・この方針及び基準において現状変更を認める行為については、事業主体者は本市と協議を行った上で、国の許可を受けなければならない。
- ・現状変更に際しては、本市は必要に応じて国・府と協議し、指導・助言を得ながら適切に対応する。
- ・地下掘削を伴う現状変更に際しては、事前に調査を実施し、重要な遺構が確認された場合は、設計変更などの協議を行う。
- ・規模の大きな現状変更に際しては、学術調査の結果を踏まえた上で、堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会で、計画の検討を行うことが望ましい。

●行為の対象に関する取扱方針

史跡の調査や遺構の保護や修復、史跡の公開など保存・活用、並びに防災のために必要と認められる行為、保存・活用のために必要となる便益施設や説明板などの建築物・工作物の整備（新築・新設、改修、撤去・移設など）、及び必要不可欠な防災・安全に関わる行為、建築物・工作物の設置を除き、原則として現状変更は認めない。

●行為の内容に関する取扱方針

史跡の本質的価値を構成する要素の保存と史跡の景観への配慮を原則として、遺構の保存に影響を及ぼす行為、史跡の景観を阻害する行為は、原則として認めない。

ただし、便益施設については、改修などの行為が遺構や景観に影響を及ぼさない配慮を行うことを条件として認める場合がある。また、整備に必要な園路や水道、電気などのインフラな

どの設置についても同様の扱いとする。

現状変更などの許可を必要とする行為

根拠法令等と行為の内容（抜粋・要約）	権限を有するもの
<p>●文化財保護法第125条第1項 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。</p> <p>○現状変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物その他の工作物の新築・増築・改築 ・土地の形質変更など <p>【上記「ただし書き」】</p> <p>※現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p> <p>※維持の措置の範囲は、文部科学省令（特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第4条（次頁を参照）の規定に基づく</p>	<p>（申請先・許可者） 文化庁長官</p>
<p>●文化財保護法施行令第5条第4項</p> <p>イ. 小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地下を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積が120㎡以下のもの）で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築</p> <p>ロ. 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの。</p> <p>ハ. 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）</p> <p>ニ. 法第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修</p> <p>ホ. 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修</p> <p>ヘ. 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）</p> <p>ト. 木竹の伐採</p> <p>チ. 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取 など</p>	<p>（申請先・許可者） 堺市</p>
<p>※ 土地の形質変更</p> <p>「形」の変更：土地の形態を変更する造成を行うこと。</p> <p>「質」の変更：地目を変更すること。一般的には「宅地」以外の土地（畑や山林、雑種地等）を宅地として利用することであるが、ここでは山林の公園などへの変更が考えられる。</p>	

現状変更などの許可を必要としない行為（現状変更に該当しない行為）

区分	根拠法令などと行為の内容（抜粋・要約）
維持の措置	<p>●法第 125 条（第 1 項ただし書き）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。 ・前項ただし書きに規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。（下記） <p>●特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（省令）第 4 条（上記ただし書きの範囲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・き損等からの原状復旧 き損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、その指定当時の原状に復するとき。 ・き損等の拡大を防止する応急措置 き損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。 ・除去（一部がき損し、かつ復旧が不可能） 一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。
非常災害のために必要な応急措置	<p>●法第 125 条（第 1 項ただし書き）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。
保存に影響を及ぼす行為で影響が軽微なもの	<p>※同上 （主として、指定地外での行為により、指定地に影響が及ぶ行為を指す。）</p>
届出	<p>※法第 127 条 <許可は必要ないが届出（文化庁長官）が必要な場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の 30 日前までに、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。 ○許可を受ける必要のある場合は除く

③地区別の現状変更取扱い基準（一般事項）

地区区分 現状変更など	第1種地区	第2種地区	特記事項
ア. 道路の改修、新設など	○公共・公益上必要な施設の維持のための改修などは認める。1)		1) 公共・公益上必要な施設の維持のための改修などは、遺構に影響のないよう図った上で、文化財としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合は認める。
イ. 公園施設・便益施設の改修・新設など	○史跡の利活用に関連する諸施設の維持のための改修などは認める。2) ×新設は原則として認めない。		2) 史跡の利活用に関連する諸施設の維持のための改修などは、遺構に影響のないよう図った上で、文化財としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合は認める。
ウ. 建築物の新築、増築、改築、移転又は除去	×新築、増築、改築又は指定地内における移転は、原則として認めない。 ○除去は認める。3)	×新築、増築、改築又は指定地内における移転は、原則として認めない。 ○簡易な建築物の新設、増設、改修、移転は認める。4) ○除去は認める。3)	3) 除去は、遺構に影響のないよう図った上で、認める。 4) 基礎を伴わない車庫や物置などの「簡易な建築物」については、地下遺構への影響や周辺景観が配慮されている場合において認める。
エ. 工作物・土木構造物の設置・改修	○防災上、土地や施設の管理に必要な工作物・土木構造物の改修は認める。5) △新設にあたっては、遺構の保存状況やその必要性などに応じて判断する。		5) 防災上、土地や施設の管理に必要な工作物・土木構造物の改修にあたっては、遺構に影響のないよう計画した上で、文化財としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない範囲で認める。
オ. 地形の変更	×原則として認めない。6)		6) 遺構復元や後世の地形改変の復旧といった文化財保護のための地形変更は認める。
カ. 木竹の伐採・抜根、植樹	×原則として認めない。7)		7) 墳丘などの重要な遺構周辺の新たな植樹は、法面保護や植生復元のための地被類、遺構表示のための低木は認める。 枯損木や遺構に影響を及ぼす樹木、景観の阻害となる樹木の伐採及び更新は認める。 周濠に植生し、景観の阻害、また生態系に悪影響を及ぼす恐れのある植物を除去するために必要な浚渫などの措置は地下遺構に影響のない範囲で認める。
キ. 地下埋設物の設置・改修	○公共・公益上必要な地下埋設物は、 <u>認める。</u> 8)		8) 公共・公益上必要な地下埋設物は、地下遺構に影響のない範囲で認める。
ク. 建築物・工作物などの色彩の変更	×原則として認めない。9)		9) 建築物・工作物などの色彩の変更は、周辺景観に配慮し、文化財としての価値及び景観の保存に大きく影響を及ぼさない範囲で認める。
ケ. 発掘調査及び保存整備	○遺構の保存や状況把握に関わる調査は認める。10) ○学術的調査の成果に基づく保存修理、整備は認める。11)		10) 遺構の保存や状況把握に関わる調査は、目的を明確にした上で、適切な範囲で行う場合は認める。 11) 学術的調査の成果に基づく保存修理、整備を行う場合は、その方法などを充分検討した上で行う場合について認める。

◆下線の項目において「市が権限を有する」で示す行為を行う場合は、市による現状変更の取扱基準を適用する。

◆上記に従い、現状変更を認める場合は、下記のとおりとする。

- 1 現状変更に際しては、事前の発掘調査を実施（簡易な建築物は立会）し、重要遺構確認の場合は現状変更を認めないこととする。
- 2 現状変更を認める場合は、遺構面を損しないこと文化財としての価値及び景観を大きく損なわないことなどの条件を付する。
- 3 現状変更を認めない場合は、公有化などにより補償することができる。

④各古墳の現状変更取扱基準

次に示す古墳については、史跡を構成する諸要素や管理状況などを踏まえて、個別の現状変更の取扱基準を定めることとする。

各古墳の現状変更取扱基準

名 称	①いたすけ古墳	地区区分：第1種地区 保存管理の方法：184頁
現状変更の 取扱基準	<ul style="list-style-type: none"> ・橋脚などの基礎を有する構造物の撤去は、地下遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 ・遺構に影響を与える樹木などの撤去は、地下遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は認める。 ・墳丘裾部の侵食対応措置は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 ・周濠の水質・水量の適正管理措置や堤の擁壁の改修などは、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 ・史跡の維持、保存管理、活用のための施設の設置、改修は、地下遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 	
名 称	②長塚古墳	地区区分：第1種地区 保存管理の方法：184頁
現状変更の 取扱基準	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構の保護を図るための表層水や表土の流出防止処置は、地下遺構に影響のないよう計画した上で認める。 ・木竹の伐採・植樹は、遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は認める。 ・既存のコンクリート構造物の撤去は認める。 ・史跡の維持、保存管理、活用のための施設の設置、改修は、地下遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 	
名 称	③収塚古墳	地区区分：第1種地区 保存管理の方法：185頁
現状変更の 取扱基準	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎を有するコンクリート構造物などの撤去は、地下遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 ・樹木の伐採・植樹は、遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は認める。 ・史跡の維持、管理、活用のための施設の設置、改修は、地下遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 	
名 称	④塚廻古墳	地区区分：第1種地区 保存管理の方法：185頁
現状変更の 取扱基準	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の維持、管理、活用のための施設の設置、改修は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 ・樹木の伐採は、遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は認める。 ・遺構の保護を図るための表層水の流出防止処置、表土の流出防止処置は、地下遺構に影響のないよう計画した上で認める 	

名 称	⑤文珠塚古墳	地区区分：第1種地区 保存管理の方法：186頁
現状変更の 取扱基準	<ul style="list-style-type: none"> ・墳丘の崩落の危険を回避する処置は、地下遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 ・樹木の伐採は、遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は認める。 ・遺構の保護を図るための表層水の流出防止処置、表土の流出防止処置は、地下遺構に影響のないよう計画した上で認める。 ・史跡の維持、管理、活用のための施設の設置、改修は、地下遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 	

名 称	⑥丸保山古墳	地区区分：第1種地区 保存管理の方法：186頁
現状変更の 取扱基準	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート構造物などの撤去は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 ・墳丘裾部や周濠肩部の侵食対応措置は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 ・樹木の伐採は、遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は認める。 ・史跡の維持、管理、活用のための施設の設置、改修は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 	

名 称	⑦乳岡古墳	地区区分：第1種地区 保存管理の方法：187・188頁
現状変更の 取扱基準	<ul style="list-style-type: none"> ・電柱の移設や、井戸や配管などの撤去は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 ・石棺保護モルタルや土留めブロックの修復は認める。 ・急傾斜をなしている墳丘斜面の崩落を回避する処置は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 ・石製塔婆の移転は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 ・樹木の伐採・植樹は、遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は認める。 ・史跡の維持、管理、活用のための施設の設置、改修は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 	

名 称	⑧御廟表塚古墳	地区区分：第1種地区 保存管理の方法：187・188頁
現状変更の 取扱基準	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物や土木構造物の設置、改修、樹木の伐採は、遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は認める。 ・墳丘裾部の侵食対応措置は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 ・史跡の維持、管理、活用のための施設の設置、改修は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 	

名 称	⑨ドンチャ山古墳	地区区分：第1種地区 保存管理の方法：189頁
現状変更の 取扱基準	<ul style="list-style-type: none"> ・公園施設の新設は原則認めず、園路の撤去や移転は遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は認める。 ・遺構の保護を図るための表層水の流出防止処置、表土の流出防止処置は、地下遺構に影響のないよう計画した上で認める。 ・樹木の伐採は、遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は認める。 ・史跡の維持、管理、活用のための施設の設置、改修は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 	

名 称	⑩正楽寺山古墳	地区区分：第1種地区 保存管理の方法：189頁
現状変更の 取扱基準	<ul style="list-style-type: none"> ・公園施設の新設は原則認めず、園路やパーゴラの撤去、移転は、遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は認める。 ・遺構の保護を図るための表層水の流出防止処置、表土の流出防止処置は、地下遺構に影響のないよう計画した上で認める。 ・樹木の伐採は、地下遺構に影響がなく周辺の景観に配慮する場合は認める。 ・史跡の維持、管理、活用のための施設の設置、改修は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 	

名 称	⑪鏡塚古墳	地区区分：第1種地区 第2種地区 保存管理の方法：190頁
現状変更の 取扱基準	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物や土木構造物の設置、改修、樹木の伐採は、遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は認める。 ・史跡の維持、管理、活用のための施設の設置、改修は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 	

名 称	⑫善右エ門山古墳	地区区分：第2種地区 保存管理の方法：190頁
現状変更の 取扱基準	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物や土木構造物の設置、改修、樹木の伐採は、遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は認める。 ・史跡の維持、管理、活用のための施設の設置、改修は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 	

名 称	⑬銭塚古墳	地区区分：第1種地区 保存管理の方法：191頁
現状変更の 取扱基準	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構復元や遺構の保存にかかわる、工作物や土木構造物の除去、改修は、遺構に影響のないよう図った上で認める。 ・樹木の伐採は、遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は認める。 ・史跡の維持、管理、活用のための施設の設置、改修は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 	

名 称	⑭グワシヨウ坊古墳	地区区分：第1種地区 保存管理の方法：191頁
現状変更の 取扱基準	<ul style="list-style-type: none"> ・公園施設の新設は原則認めず、園路やパーゴラの撤去、移転、公園施設の改修は、遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は認める。 ・樹木の伐採は、遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は認める。 	
名 称	⑮旗塚古墳	地区区分：第1種地区 保存管理の方法：192頁
現状変更の 取扱基準	<ul style="list-style-type: none"> ・公園施設の新設は原則認めず、公園施設の改修は、遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は認める。 ・樹木の伐採は、遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は認める。 	
名 称	⑯寺山南山古墳	地区区分：第1種地区 保存管理の方法：192頁
現状変更の 取扱基準	<ul style="list-style-type: none"> ・公園施設の新設は原則認めず、既設の工作物や土木構造物、公園残土の除去は、遺構に影響のないよう図った上で認める。 ・樹木の伐採は、遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は認める。 	
名 称	⑰七観音古墳	地区区分：第1種地区 保存管理の方法：193頁
現状変更の 取扱基準	<ul style="list-style-type: none"> ・公園施設の新設は原則認めず、公園施設の移設や改修は、遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は認める。 ・植栽の更新は、遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は認める。 	
名 称	⑱御廟山古墳内濠	地区区分：第1種地区 保存管理の方法：193頁
現状変更の 取扱基準	<ul style="list-style-type: none"> ・周濠の水質・水量の適正管理措置や堤の擁壁の改修などは、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 ・水生植物の除去や濠底の浚渫は、遺構の影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は認める。 ・史跡の維持、管理、活用のための施設の設置、改修は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 	
名 称	⑲ニサンザイ古墳内濠	地区区分：第1種地区 保存管理の方法：193頁
現状変更の 取扱基準	<ul style="list-style-type: none"> ・周濠の水質水量の適正管理措置や堤の擁壁の改修などは、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 ・水生植物の除去や濠底の浚渫は、遺構の影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は認める。 ・渡り土手の改修は遺構に影響のない範囲で認める。 ・史跡の維持、管理、活用のための施設の設置、改修は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 	

(3) 指定地外の周辺環境を構成する諸要素の保存管理の具体的手法

指定地は法第 125 条による史跡の現状変更などの制限により確実に保全される。指定地だけでなく周辺も含めた良好な環境を維持するため、指定地外の周辺環境も百舌鳥古墳群の景観を意識しつつ一体的な保全に努める。

周辺環境の範囲は、史跡に隣接しその古墳の保存管理上必要な範囲とする。なお、大仙公園などの広域な公有地内にある古墳については、隣接する古墳を見通すことができる範囲を対象とする。

周辺環境の一体的な保全については、都市計画法・景観法・都市公園法・屋外広告物法などの法令などに基づく規制により一体的な保全を図る。史跡の周辺環境に影響を及ぼす事業については、堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会に諮った上で、百舌鳥古墳群の群としての一体性を図り、周辺環境の保全に努める。

また、指定地外において第 3 種地区や史跡と同等の価値を有する遺構が存在する範囲については、指定地と一体で保護することが望ましいため、将来的に調査研究を進め必要に応じて追加指定・公有化を検討する。

特に第 3 種地区に共通する考え方については、①古墳周辺の環境保全（一般事項）として示す。さらに、各古墳の保全年針及び古墳ごとに異なる構成要素について、一般事項に加えて保全を図る必要がある事項は、②各古墳周辺の環境保全の項に示す。

①古墳周辺の環境保全（一般事項）

史跡の周辺地域の環境を構成する諸要素	環境保全の方針	環境保全の方法
墳丘 外濠 外堤 近接する古墳・遺跡 公園施設（園路、展望台、駐車場、トイレなど 便益施設）	<ul style="list-style-type: none"> ・調査研究により遺構の状況を把握し、必要に応じ指定拡大など保存措置を講じる。 ・古墳は周濠や外堤、近接する古墳も含めた群として指定地周辺の環境を構成するものであり、地形や遺構の保存を通して歴史的環境の保全に努める。 ・史跡指定地となった場合は該当する地区区分に基づいた保存管理を行うものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地などは、史跡と一体となった歴史的環境及び景観として調和を図っていくものとする。 ・古墳の眺望点及び古墳の全景や背景として、建物の高さや色調に配慮した保全を図る。 ・周濠や外堤は、掘削による遺構面の削平などが生じないように、各種法令に基づいて適切な保全を図る。

②各古墳周辺の環境保全

番号/ 古墳名	史跡の本質的価値を 構成する 要素の保存状況	指定地の周辺地域を構成する諸要素の現状		環境保全の 方針	環境保全の 方法
		史跡の本質的価値を構成 する要素と同等の諸要素	一体的に歴史環境を構成する 諸要素など		
① いたすけ古墳	【墳丘・周濠】 史跡に指定され保存 が図られている。	【外堤】 道路、住宅地、いたすけ 公園である。	【善右工門山古墳】 住宅と道路を挟んで立地して いる。 【東上野芝遺跡】 南方に広がり、住宅地であ る。	生活の場であることを尊重しつ つ、善右工門山古墳と一体化し た良好な歴史的景観形成をめざ す。	関係部局との連携を図りながら、 いたすけ公園を視点場の中心とし て歴史的景観の保全に努める。 善右工門山古墳と一体化した空間 として修景を図る。
② 長塚古墳	【墳丘】 史跡に指定され保存 が図られている。	【周濠】 道路、駐車場、住宅地で ある。	【孫太夫山古墳・収塚古墳・ 原山古墳跡・鶯塚古墳跡・茂 右衛門山古墳跡・狐塚古墳 跡】 大仙公園内にあり、住宅と道 路を挟んで立地している。原 山古墳跡・鶯塚古墳跡は盛土 造成により復元している。	将来的な追加指定までの間は、 生活の場であることを尊重しつ つ、良好な歴史的景観形成をめ ざす。	住宅地と調和を取りつつ古墳の視 認化を図り、歴史的景観の保全に 努める。
③ 収塚古墳	【墳丘（後円部）】 史跡に指定され保存 が図られている。	【墳丘（前方部）・周濠】 大仙公園内あるいは予定 地で、墳丘前方部と周濠 は公園整備により範囲を 明示している。東側の周 濠は、道路、住宅地であ る。	【仁徳天皇陵古墳（大山古墳）・ 孫太夫山古墳・長塚古墳】 大仙公園内・計画地に立地し、 仁徳天皇陵古墳への眺望は良 い。	生活の場であることを尊重しつ つ、前方部、周濠の史跡指定を 進める。 大仙公園整備と連携を図りなが ら、良好な歴史的景観形成をめ ざす。	仁徳天皇陵古墳（大山古墳）への 見通しや、同古墳に付随する孫太 夫山古墳への眺望に配慮した植生 管理などを行う。
④ 塚廻古墳	【墳丘】 史跡に指定され保存 が図られている。	【周濠】 道路、駐車場、住宅地で ある。道路には周濠の範 囲を色違い舗装で明示し ている。	【仁徳天皇陵古墳（大山古墳）】 道路を挟んで立地している。	将来的な追加指定までの間は、 生活の場であることを尊重しつ つ、良好な歴史的景観形成をめ ざす。	仁徳天皇陵古墳（大山古墳）への 見通しや眺望に配慮した植生管理 などを行う。

番号/ 古墳名	史跡の本質的価値を 構成する 要素の保存状況	指定地の周辺地域を構成する諸要素の現状		環境保全の 方針	環境保全の 方法
		史跡の本質的価値を構成 する要素と同等の諸要素	一体的に歴史環境を構成する 諸要素など		
⑤ 文珠塚古墳	【墳丘】 史跡に指定され保存 が図られている。	史跡外は、住宅地、道路 である。	【履中天皇陵古墳（ミサンザ イ古墳）】 履中天皇陵古墳（ミサンザイ 古墳）への眺望ができる。	生活の場であることを尊重しつ つ、良好な歴史的景観形成をめ ぎす。	履中天皇陵古墳（ミサンザイ古 墳）の眺望に配慮した植生管理な どを行う。
⑥ 丸保山古墳	【墳丘・周濠】 史跡に指定され保存 が図られている。	史跡外は、住宅地、道路 である。	【仁徳天皇陵古墳（大山古墳）】 道路と住宅地を挟んで立地し ている。	生活の場であることを尊重しつ つ、良好な歴史的景観形成をめ ぎす。	仁徳天皇陵古墳（大山古墳）の眺 望に配慮した樹林管理などを行 う。
⑦ 乳岡古墳	【墳丘の一部】 史跡に指定され保存 が図られている。	【周濠・墳丘の一部】 道路、駐車場、住宅地で ある。		将来的な追加指定までの間は、 生活の場であることを尊重しつ つ、良好な歴史的景観形成をめ ぎす。	住宅地と調和を取りつつ古墳の視 認化を図り、歴史的景観の保全に 努める。
⑧ 御廟表塚古墳	【墳丘・周濠の一部】 史跡に指定され保存 が図られている。	【墳丘（前方部）・周濠の 一部】 道路、駐車場、住宅地で ある。	【国登録文化財筒井家住宅・ 府指定百舌鳥のクス】 駐車場を挟んで立地してい る。	将来的な追加指定までの間は、 生活の場であることを尊重しつ つ、良好な歴史的景観形成をめ ぎす。	住宅地と調和を取りつつ古墳の視 認化を図り、西高野街道や府天然 記念物百舌鳥のくすと調和した歴 史的景観の保全に努める。
⑨ シンチャ山古墳	【墳丘】 史跡に指定され、履南 中央公園で保存が図 られている。	史跡外も履南中央公園 で、公園周辺は道路、住 宅地である。	【正楽寺山古墳】 西方に近接する。周辺は旧状 を残す。 【土師遺跡】 履南中央公園を含む東西南方 に広がる。住宅地・学校があ る。	履南中央公園との調和を図りな がら、良好な歴史的景観形成を めぎす。	関係部局との連携を図りながら、 近接する正楽寺山古墳と並ぶ空間 を修景し歴史的景観の保全に努め る。

番号/ 古墳名	史跡の本質的価値を 構成する 要素の保存状況	指定地の周辺地域を構成する諸要素の現状		環境保全の 方針	環境保全の 方法
		史跡の本質的価値を構成 する要素と同等の諸要素	一体的に歴史環境を構成する 諸要素など		
⑩ 正衆寺山古墳	【墳丘】 史跡に指定され、陵南中央公園で保存が図られている。	史跡外も陵南中央公園で、周辺は道路、住宅地である。	【ドンチャヤ山古墳】 東方に近接する。周辺は旧状を残す。 【土師遺跡】 陵南中央公園を含む、東西南方に広がる。住宅地・学校がある。	陵南中央公園との調和を図りながら、良好な歴史的景観形成をめざす。	関係部局との連携を図りながら、近接するドンチャヤ山古墳と並ぶ空間を修景し、歴史的景観の保全に努める。
⑪ 鏡塚古墳	【墳丘】 史跡に指定され、商業施設の駐車場で保存が図られている。	【周濠・墳丘の一部】 道路、駐車場、線路である。	【塚廻古墳・仁徳天皇陵古墳（大山古墳）】 住宅地を挟んで立地している。	将来的な追加指定までの間は、生活の場であることを尊重しつつ、良好な歴史的景観形成をめざす。	住宅地と調和を取りつつ古墳の視認化を図り、歴史的景観の保全に努める。
⑫ 善右衛門山古墳	【墳丘】 史跡に指定され、老人ホームの緑地として保存が図られている。	【墳丘一部】 道路である。	【いたすけ古墳】 いたすけ古墳との景観が道路、住宅地で分断されている。	生活の場であることを尊重しつつ、良好な歴史的景観形成をめざす。	いたすけ古墳と一体化した空間として修景を図る。
⑬ 銭塚古墳	【墳丘】 史跡に指定され、学校敷地内で保存が図られている。	史跡外も学校敷地である。		学校教育の場であることを尊重しつつ、良好な歴史的景観形成をめざす。	学校と調和を取りつつ古墳の視認化を図り、歴史的景観の保全に努める。

番号/ 古墳名	史跡の本質的価値を 構成する 要素の保存状況	指定地の周辺地域を構成する諸要素の現状		環境保全の 方針	環境保全の 方法
		史跡の本質的価値を構成 する要素と同等の諸要素	一体的に歴史環境を構成する 諸要素など		
⑭ グワシヨウ坊古墳	【墳丘・周濠】 史跡に指定され、大 仙公園内で保存が図 られている。	史跡外も大仙公園内で、 園路が巡っている。	【旗塚古墳】 東方に近接し、園路を挟んで 立地している。	大仙公園との調和を図りなが ら、良好な歴史的景観形成を めざす。	関係部局との連携を図りなが ら、旗塚古墳と並ぶ空間を修 史的景観の保全に努める。
⑮ 旗塚古墳	【墳丘・周濠】 史跡に指定され、大 仙公園内で保存が図 られている。	【堤】 史跡外も大仙公園で、園 路が南側を除き巡って いる。南側は、道路であ る。	【グワシヨウ坊古墳】 西方に近接し、園路を挟んで 立地している。	大仙公園との調和を図りなが ら、良好な歴史的景観形成を めざす。	関係部局との連携を図りなが ら、グワシヨウ坊古墳と並ぶ空間を修 景し、歴史的景観の保全に努 める。
⑯ 寺山南山古墳	【墳丘・周濠】 史跡に指定され、大 仙公園内で保存が図 られている。	史跡外も、西側を除き大 仙公園予定地で、西側は 道路である。	【履中天皇陵古墳（ミサンザ イ古墳）・七観音古墳・七観 音山古墳跡】 両古墳の間には道路があり、 分断されている。七観音山古墳 跡は復元整備で展望台として 活用されている。	履中天皇陵古墳（ミサンザイ古 墳）の外濠・外堤と、七観音古 墳までを一体的に保全する。大 仙公園整備と連携を図りなが ら、良好な歴史的景観形成を めざす。	関係部局との連携を図りなが ら、七観音古墳と視覚的に連続した見 通しや、七観音山古墳跡展望台から の眺望に配慮した保全を図る。
⑰ 七観音古墳	【墳丘】 史跡に指定され、大 仙公園内で保存が図 られている。	史跡外も、大仙公園内で ある。	【履中天皇陵古墳（ミサンザイ 古墳）・寺山南山古墳・七観音 山古墳跡】 両古墳の間には道路があり、 分断されている。七観音山古墳 跡は復元整備で展望台として 活用されている。	履中天皇陵古墳（ミサンザイ古 墳）の外濠・外堤とその付属す る古墳の寺山南山古墳までを一 体的に保全する。大仙公園との 調和を図りながら、良好な歴史 的景観形成をめざす。	関係部局との連携を図りなが ら、寺山南山古墳と視覚的に連続した 見通しや七観音山古墳跡展望台から の眺望に配慮した保全を図る。

番号/ 古墳名	史跡の本質的価値を 構成する 要素の保存状況	指定地の周辺地域を構成する諸要素の現状		環境保全の 方針	環境保全の 方法
		史跡の本質的価値を構成 する要素と同等の諸要素	一体的に歴史環境を構成する 諸要素など		
⑱ 御廟山古墳内濠	<p>【周濠・墳丘裾】 史跡に指定され、保 存が図られている。</p>	<p>【外濠・内堤】 周遊路、道路、住宅地 がある。周遊路上、前方部 側に説明板を設置してい る。 【墳丘】 宮内庁が管理している。</p>	<p>【万代山古墳】 後円部側北方に住宅・道路を 挟んで立地している。 【カトロボ山古墳跡】 東方の住宅地にある。 【重要文化財高林家住宅】 【百舌鳥八幡宮】 東方に住宅、道路を挟んで立 地している。 【百舌鳥本町遺跡】 西方にあり、住宅地にある。</p>	<p>生活の場であることを尊重しつ つ、良好な歴史的景観形成をめ ざす。</p>	<p>住宅地と調和を取りつつ、古墳の 視認化を図り、歴史的景観の保全 に努める。</p>
⑲ ニサンザイ古墳内濠	<p>【周濠・墳丘裾】 史跡に指定され、保 存が図られている。</p>	<p>【外濠・内堤】 周遊路、道路、住宅地、 墓地、公園である。周遊 路に計3基の説明板、前 方部側に四阿を設置して いる。 【墳丘】 宮内庁が管理している。</p>		<p>生活の場であることを尊重しつ つ、良好な歴史的景観形成をめ ざす。</p>	<p>関係部局との連携を図りながら、 古墳の視認化を図り、御陵山公園 を視点場を中心として歴史的景観 の保全に努める。</p>